

第2回さいたま市消費生活審議会（平成21年度） 会議録

平成21年8月20日（木）

開 議（午前10時00分）

消費生活総合センター所長補佐 ただいまから、二期目第2回さいたま市消費生活審議会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

なお、今回の審議会開催にあたりまして、前回の開催から1年程経過してしまいましたことにつきまして、お詫び申し上げます。

また、本日、お手元にマイクがございますが、発言される際は、マイクの下ボタンを押してから発言していただきますようお願いいたします。

申し遅れましたが、本日、司会を務めさせていただきます、消費生活総合センター所長補佐の武者と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日、野口委員、岩重委員より、所用がございまして、欠席との御連絡をいただいておりますので、御報告申し上げます。

議事に入ります前に、審議会委員の一部変更がございましたので、委嘱状を交付させていただきます。

本年4月に埼玉県消費生活支援センター所長が、石井雄二様から椎木隆夫様にかわられました。

本来、市長から委嘱状を交付すべきところがございますが、本日は市民局長から交付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市民局長、椎木委員の傍に行き、委嘱状を読み上げる〕

市民局長 「さいたま市消費生活審議会委員を委嘱する 任期は平成22年8月2日までとする平成21年4月1日 さいたま市長 相川宗一」。4月1日付けでございますので、よろしくお願いいたします。

〔椎木委員、市民局長より委嘱状を受ける。市民局長、自席に戻る〕

消費生活総合センター所長補佐 それでは、椎木委員から、一言、ごあいさつをお願いいたします。

椎木隆夫委員 椎木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐 ありがとうございます。

なお、事務局につきましても人事異動がございましたので、ここであらためて事務局職員を紹介させていただきます。

はじめに、市民局長の利根昇でございます。

市民局長 利根でございます。よろしくお願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐 消費生活総合センター所長の竹井信二でございます。

消費生活総合センター所長 竹井でございます。よろしくお願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐 消費生活総合センター主査の川島朋之でございます。

消費生活総合センター主査 川島です。よろしくお願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐 消費生活総合センター主事の堀内隆でございます。

消費生活総合センター主事 堀内です。よろしくお願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐 最後になりますが、私、消費生活総合センター所長補佐の武者清人でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで市民局長から、ごあいさつを申し上げます。

市民局長 ただいま紹介のありました、市民局長の利根でございます。

本日はお忙しい中、さいたま市消費生活審議会に御参集いただきましてありがとうございます。

ここで、一言、あいさつさせていただきます。

近年、私たち消費者には、多様なニーズに対応する商品やサービスが提供される一方、様々なリスクに無防備にさらされる機会が増え、消費者取引に係る新たなトラブルや消費者被害が発生しており、消費者を取り巻く環境は大きく変わっているところでございます。

そのため、消費者問題を一元的に扱う執務や行政のあり方などの見直しが進められておりまして、9月1日には消費者庁の設置が決定されておるところでございます。

さいたま市におきましても、消費者の権利の確立を図るために、審議会委員の皆さんに御協力をいただきました、さいたま市消費生活条例を制定しておりますが、市民を悩ます消費者問題の解決、消費生活の安定と向上の確保に関しましては、さいたま市が一丸となって取り組まなければならないものと考えておるところでございます。

前回の審議会から大分時間が経っておりますけれども、委員の皆様の忌憚のない御意見をお伺いできればと思いますので、よろしくお願いいたしますを申し上げまして、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします申し上げます。

消費生活総合センター所長補佐 なお、市民局長におかれましては、所用のため、ここで退席とさせていただきます。

市民局長 どうぞよろしくお願いいたします。

〔市民局長退席〕

消費生活総合センター所長補佐 それでは、議事に入りたいと存じます。

まず、審議会の議長につきましては、消費生活条例施行規則第35条の規定によりまして、会長が議長の職を務めることになっておりますので、新井会長に議長をお願いいたします。

なお、本日、委員16名中、14名の出席をいただいております。

条例施行規則第35条2項の規定によりまして、過半数に達しております。

会議の開催条件を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、新井会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

新井修市会長 会長を務めております新井でございます。

いよいよ消費者庁が9月1日から発足するということになりまして、国をあげて消費者行政のためにやっていただけるという体制が整ってまいりました。

また、さいたま市におきましても、皆様のお手元に配置されております資料のとおり、市も一生懸命この行政のために努力をされておるということでございます。当審議会もこの行政に協力するために、これから引き続き尽力していきたいと思っております。

本日は、皆様のお手元でございますが、議事が3つ提出されてございます。

どうかこれにつきまして御審議いただきまして、御協力をいただきたいと思います。よろしく

お願いいたします。

きょうは傍聴者いらっしゃいますか。

消費生活総合センター所長補佐 傍聴者が1名お見えになっております。

新井修市会長 傍聴を許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

新井修市会長 それでは、よろしくお願いいたします。

〔傍聴者1名入室〕

新井修市会長 まず、議事録の作成にかかわっていただく委員の方の指名をさせていただきたいと思えます。

事務局で議事録を作成しまして、これを委員に報告し、内容を検討して、それで署名していただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

委員として3名が必要ですが、私、新井と椎木委員、佐々木委員、よろしくお願いいたします。

〔「はい」と言う人あり〕

新井修市会長 皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

新井修市会長 それでは、後ほどこの議事録を事務局で作成してお送りしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思えます。

まず、議事(1)の平成20年度消費生活基本計画に基づく各施策の取り組みの状況につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

消費生活総合センター所長 それでは、議題1、平成20年度消費生活基本計画に基づく各施策の取り組み状況について御説明いたします。

きょう、お配りいたしましたA4の3枚をとじたものを御覧ください。横長になっているものでございます。

まず、1ページ目の左側を御覧になっていただきたいと思います。

基本計画の進行管理の方法についてでございますが、ここにあります計画の調査・検証・評価・改善の流れに沿って進めていくものでございます。これは前回の審議会以案として出させていただいたものと同様であります。簡単に説明させていただきます。

まず、事業担当課所による実績報告・自己評価ですが、各事業担当課所に対し、基本計画に定めた個別の施策について、実績報告・個別評価を依頼します。

各担当課所は各施策について調査票を作成し、報告します。この調査の記入に関しましては、今年度初めに各事業担当課所に依頼をし、もう既に回答いただいております。

次に、審議会への報告であります。消費生活総合センターが調査票を取りまとめ、本市における消費者行政に関する施策の実施状況を全庁的に把握し、内部評価を行い、審議会に報告いたします。この審議会の中で事業内容について確認の必要があると認めた場合は、事業担当課所とのヒアリングや文書による質疑応答を実施することを考えております。

次に、審議会の評価であります。消費生活総合センターの報告に基づき、審議会としての意見や御指摘をいただくことを考えています。

次に、消費者行政庁内連絡会議とありますが、これは消費者行政庁内連絡会議において、この

審議会からの報告を事業担当課所に伝えることで、次年度以降の施策実施に反映させていくものでございます。

今回の審議会につきましては、基本計画に掲げる施策調査結果の報告と、その評価方法について御審議をいただくものでございます。

平成21年度さいたま市消費生活基本報告年次報告書の第2部、事前にお送りしました年次報告書ですが、この第2部、厚いものでございますけれども、この18ページ以降が、各事業担当課所の個別評価をまとめたものとなっております。

また、消費生活総合センターにより2次報告をまとめたものが、きょうお配りしました、この3枚ものの平成20年度消費生活基本計画の実施状況になります。

それでは、資料の1ページの右側を御覧になっていただきたいと思います。

(1)内部評価方法、(2)評価基準について御説明いたします。

まず、個別評価では、各施策の担当課所が実施目標に対する進捗状況を達成度という形で自己評価を加えます。達成度については、アルファベットのAからEで表しておりまして、Aが「達成された」、Bが「ほぼ達成された」、Cが「あまり達成されていない」、Dが「達成されていない」、Eが「実施していない」となっております。

次に、2次評価では、個別評価の達成度を計画の4つの基本的方向とそれぞれの基本的報告に基づき分類を行った第1項目ごとに集計をし、達成度A及びBの割合にて評価を行い、それをその数にて表しております。

まず、個別評価の達成度Aの割合が80%を超えているものを「特に優れて取り組まれている」として、4つで表しております。

次に、4つにいかないものの個別評価の達成度AとBの合計の割合が80%を超えているものを「順調に取り組まれている」として、3つで表しております。

次に、個別評価の達成度A及びBの割合が50%以上80%未満であるものを「概ね取り組まれている」として、2つで表しております。

次に、個別評価の達成度A及びBの割合が50%未満のものを「さらなる取り組みを必要とする」として、1つで表しております。

最後に、個別評価の達成度A及びBがないものを「早急に取り組む必要がある」として、で表しております。

また、3つある重点項目についても同様な評価をするとともに、重点項目ごとの目標を達成したと評価しています。

2次評価により、この基本計画の柱である4つの基本的方向や重点項目の進捗度を明らかにすることで、次年度以降の本市の消費者行政の進むべき方向を見極めていくものでございます。

続きまして、(3)2次評価結果についてですが、2ページ目をお願いいたします。

この表の一番下の合計が基本計画全体の評価となりますが、2つの評価であり、計画全体では順調とは言えないもの、概ね取り組まれていると見ることができます。

次に、基本的方向別で見ますと、(1)消費者の安全・安心の確保、(2)自立した消費者の育成は3つの評価であり、(3)消費者被害への機動的な対応、(4)消費者意見の反映の促進が2つという結果となっております。(3)消費者被害への機動的な対応、(4)消費者意見の反映の促進の評価がやや低いものの、概ね良好な計画となっております。

次に、第1項目別で見ると、基本的方向(3)消費者被害への機動的な対応における迅速な消費者被害への対応と(4)消費者意見の反映の促進における事業活動、市の施策への消費者意見の反映の促進が1つの評価と低く、今後の課題と捉えることができます。

評価が低い理由でございますが、迅速な消費者被害への対応については、消費生活相談員の研修が不十分であったことと、アドバイザー弁護士を活用による消費生活相談機能の強化が余り図れなかったことがあげられます。この主な原因につきましては、予算の関係から消費生活相談員の研修とアドバイザー制度の利用が十分に行えなかった点にあります。今年度に関しましては、消費者行政活性化基金の活用もありまして、予算の確保ができているということから、改善が見込まれているところでございます。

もう一つの原因といたしました、悪質な事業者に対する指導の強化が図られなかった点にあります。この点につきましては、今後早急に埼玉県と連携を図りまして、実施をしまいたいと考えております。

次に、事業活動、市の施策への消費者意見の反映の促進の評価が低い理由ですが、条例に基づく市長の申し出制度、事業者に対する出前講座の実施、事業者に対する図書、ビデオの貸し出しの利用がない、もしくは少ないためです。この原因は、これらの制度の周知不足によるものと思われるため、積極的なPRの必要を感じております。今年度、消費生活センター独自のウェブサイト開設を予定しているところでありますので、今後はウェブサイトによる周知を行うことにより、改善を図っていきたくと考えております。

次の3ページ目をお願いいたします。

重点項目別に見ますと、重点項目1の消費生活相談体制の強化が の評価、重点項目2つの高齢者と障害者における消費者被害未然防止のための支援が 3つの評価、重点項目3つの学校における消費者教育の充実が 2つの評価となっております。

重点項目1の消費生活相談体制の強化が最低の評価となったのは、先ほど説明にもありましたが、悪質な事業者に対する指導の強化が図れなかったためにあります。

続きまして、重点目標についてですが、重点項目の1の目標である消費生活相談の解決率98%以上を目指しますについては、平成20年度の解決率は98.1%であり、目標を達成しております。

次に、重点項目の2の目標である高齢者と障害者における潜在する消費者被害の発見・解決20件以上を目指しますについては、発見数、解決数とも10件であり、目標の達成ができませんでした。この数字につきましては、庁内や関係機関からセンターに相談があった件数を計上したものでございます。目標が達成できなかった理由といたしましては、消費生活センターの知名度が庁内や関係機関の中でも低く、他部署で発見した消費者被害を消費生活センターへ相談につなぐことができなかったことと考えております。この点につきましては、今年度設置いたしました消費者行政庁内連絡会議の活用により、他部署との連携を深めることで改善を目指してまいりたいと考えております。

重点項目の3の目標である学校における消費生活出前講座の実施数10回以上を目指しますについては、平成20年度の実施回数が4回にとどまり、目標の達成はできませんでした。この原因につきましては、学校関係者に対し、出前講座の制度についての周知が不足していることにより申し込みが少なかったと考えています。そのため昨年末に市内すべての公立中学校に対して、悪質商法の対処法に関する出前講座の開催依頼通知を送ることで、改善が図られるよう努めたところ

でございます。

以上が、平成20年度消費生活基本計画の実施状況の報告となります。審議会の委員の皆様には計画の進捗状況について、また内部評価の報告等についても含め、御意見、御指摘をいただければと考えております。

以上で、平成20年度消費生活基本計画に基づく各施策の取り組み状況について説明を終わらせていただきます。

新井修市会長 ただいま、事務局から議事(1)の問題について説明がありましたが、何か御意見、あるいは御質問がありましたらお願いいたします。

松苗委員、どうぞ。

松苗弘幸委員 質問は別にこの評価方法に限らず内容面についてでもよろしいですか。

新井修市会長 はい。

松苗弘幸委員 そうすると、3点ほどございますが、まず1つ目が、活性化基金を活用した相談員に対する研修制度というようなお話があったのですけれども、具体的にどのような研修制度を想定されているのかというのが1点目。

2点目が、こちらの分厚いほうの資料での31ページ、消費者リーダーの育成というところが、これも平成22年度に実施する施策ですということで、まだ評価としては未定になっているのですが、若干イメージがしにくいものであったので、消費者団体等との関係とかもあるかと思うのですけれども、具体的にどのようなリーダーの育成であるか、また、市の消費者行政への関与というのを考えられていらっしゃるのか、そういうところが2点目として気にかかるわけです。

3点目は、今説明したので、とりあえず2点をお答えください。3点目はまたあればお伺いしたいと思います。

消費生活総合センター所長 それでは、御質問の1点目でございます、活性化基金を活用して研修をどのように実施するかということでございますけれども、さいたま市といたしまして、この活性化基金を利用いたしまして、相談員と我々職員のレベルアップを図っていかうと考えております。一つは、相談員の主催より、専門家を呼んで勉強会を開催することを考えております。既に1回開催いたしました、その内容は、建築担当の職員にお願いして、建築指導のことについてございました。

あとは、我々職員も含めて、国民生活センターなど関係機関の主催する研修会に積極的に参加していくことを考えております。主にその2点でございます。

次に、31ページの消費者リーダーの育成についてですが、基本計画では本年度の事業でございますけれども、昨年度、内閣府から、消費者リーダーの育成ということで研修会を開催してほしいというお話がございまして、今年の2月に2日間消費者のリーダー育成の研修会を開催しましたが、その内容は、出前講座の講師ができるリーダーを育成するものでございました。センターといたしましては、今年度からの事業として、将来的には出前講座の講師ができる消費者リーダーの育成を図っていきたいと考えております。

松苗弘幸委員 相談員に対する研修会については、内部だけの提供がもちろん重要なことだとは思いますが、ぜひ活性化基金を使うのであれば、優先事業として、本来なら他団体との連携等もより図れることになっていきますので、ぜひそういう点も活用していただきたいというのが1つ。

それから、消費者リーダーについては、講師などができるような個人的に能力が出てくる方がいらっしゃれば結構だとは思いますが、ぜひそれもまた新たな消費者団体であったり、大きな運動になったりするような、ぜひ育成を目指していただきたいというのが感想というところでは。

先ほどの質問の3点目なのですが、消費者教育での学校教育なのですが、4回ほどということだったので、ぜひこれも10回を目指していただきたいのですが、これが実際どのように行われているのか、だれが講義を担当されているのかとか、また、もし講義用の何かマニュアルであるとか、こういうのを教えていますという何かひな形、参考資料みたいなものがあるのであればぜひ一度送っていただきたいなという、これは質問というよりも若干意見というようなところでは。

消費生活総合センター所長 さらに目標を達成するように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

新井修市会長 佐々木委員、どうぞ。

佐々木みつる委員 今のところに加えまして、教育の場で啓発活動をやっていると思うのですが、保育園とか幼稚園とかも、小さいときからそういう消費者問題についての勉強会を開いていると思うのですが、ここには載っていないので、どうしていらっしゃるかなと、小さいときから親と一緒に消費者、こういうことをやってはいけない、やったらいけないということではないのですが、これを含めたその説明、絵本や何かで、こういうことは、こういう人が来たら気をつけなければいけないということを親子ともども、勉強をしていったほうが、大人になってからでは遅過ぎるのではないかなと思いましたが、どう取り組んでいらっしゃるかお願いたします。

消費生活総合センター所長 確かに今のところ幼稚園や保育園、実際は小学校も啓発活動の対象にはしていません。講義を行って、その話がわかるような、理解してくれるような形で実施しておりますので、どうしても対象は中学生以上になっています。将来的には小学校とか、さらに幼稚園ですとか保育園とかを対象とする必要はあるかと思っておりますけれども、どちらかという当面は保護者を対象に、その子供の教育とか、育児の面で親に対して消費者教育を行うため、保護者を対象にして行く必要があるのではないかと考えてございますので、小さい子供たちを直接対象にすることは、今後検討していきたいと考えております。

佐々木みつる委員 紙芝居とか本とかで軽く教えたほうが、どうでしょうか。

消費生活総合センター所長 検討させていただきます。

新井修市会長 松井委員、どうぞ。

松井洋子委員 こちらで10回以上を目指すということで、消費者出前講座あるのですが、4回のみ行ったということなのですが、この行った結果どのようなことが出ていますか。また、この後、もう少し人数、学校をふやしたかったのでしょうかけれども、できなかったのはどうしてなのか、その辺、詳しく教えていただけますか。

消費生活総合センター所長 最初に、できなかった理由でございますが、今、学校の週休2日制の中で、対象は中学校の3年生が中心になるのだらうと思うのですが、体育館で集めて出前講座を開催する時間がなかなか取れないことであると考えております。しかし、このような中でも、2、3時間で済みますので、何とか時間をいただけないかということを経理先生にPRしていきたいと思っております。次に、出前講座を行った成果でございますが、お

渡してあります赤い表紙の消費者行政の概要の30ページを見ていただきますと、消費生活講座の一覧がございまして、開催場所、講師名、テーマなど出前講座の内容が記載されており、昨年は、全58回開催しております、参加人数計は2,784人となっております。この中で31ページになりますけれども、大成中学校と日進中学校につきましては、いずれもテーマは悪質商法の対処法でございまして、駅前でのキャッチセールスとか、そういう悪質商法に気をつけてほしいということで実施しておりますので、直接成果があったかということは、なかなか直ぐには計れないのですけれども、今後成果が現れてくるのではないかと考えております。

新井修市会長 重川委員、どうぞ。

重川純子委員 学校における消費者教育のところなのですが、いただいている平成21年度さいたま市消費生活基本計画年次報告書の28ページのところですけれども、教育委員会も同じようなのですけれども、先ほどのお話がもともと講演会場は中学校を想定しているということで、達成度、あと事業の方向性が、小学校の場合はBになっていると思うのですけれども、中学校に関しては、講演対象ということがありますが、小学校の場合でも、学習指導要領の中での消費者教育の推進はかなり今度うたわれております。

今後の事業の方向性として、今がBで、さらにまたBというのは、もう一度検討いただいて、今後もう少し拡充していくというようなことをお考えいただいたほうがいいのではないかと思います。

消費生活総合センター所長 確かに、対象を今のところ中学校を対象にしておりますので、先ほどもお話ししたように、今後この対象を小学校にも拡大していくということも検討してまいりたいと思います。

新井修市会長 佐藤委員、どうぞ。

佐藤利昭委員 重点項目の1のところなのですが、消費生活相談体制の強化というところについて、評価がもっと強めなければいけないという形になっているわけなのですが、実態はいわば実際に解決率が98.1%という解決率になっていて、この辺の生活相談体制の強化と実際の解決率との関係の御説明をもう少し、何となくこれだったらわかりにくい、評価が になっていて解決率ということの関係ですね。特にこれを見ると、生活相談員の皆様の頑張りというのは非常に大きいと私は思うわけなのですが、先ほど活性化基金を使っての予算措置ということについても御報告されましたけれども、生活相談員の方の給与の問題ですとか、体制を強化することによる生活相談そのものの量といいますか、そういったものをもっともっと広く集約することができるのではないかなと思っていますので、その辺を重点項目の1に、この辺の関係について少し御説明いただけるとありがたいなと思います。

消費生活総合センター所長 確かに消費生活センターで一番大切な部分が、評価が低いということで、申しわけないと思っているのですけれども、その理由としまして、先ほど御説明しました、消費生活条例に基づく事業者指導の体制ができていないこととございます。

消費生活相談につきましては、この4月から相当に相談体制を強化しております。消費者庁の創設もにらみまして強化しております、消費生活相談員は昨年度までは13名だったのですが、今年度は15名ということで2名増員いたしました。それと同時に、それまでは週2日勤務、3日勤務、あるいは4日勤務の相談員が混在しておりましたけれども、15名全員が週4日体制にいただきました。さらに、一日の勤務時間は6時間勤務であったものを7時間勤務に1時間、

全員を延ばしていただいたということで、相談体制はかなり強化が図れました。これによりまして、岩槻センターにつきましては、9時から4時までの相談時間、昼休みを除きまして6時間の相談時間でありましたけれども、この4月から1時間延ばして5時まで相談ができるようになりました。また、総合センターと浦和センターでございますけれども、相談時間全体は変わりませんが、勤務時間が6時間ございましたので、最初の1時間と終りの1時間が交代制でした。そのために、その時間帯に対応する相談員が1人か2人という場合もありまして、電話がなっているのに相談員が電話に出られない状況がありました。この4月以降は、総合センターを例にあげますと、相談の開始時間である朝9時から通常6人ですが、その日の勤務者全員の体制になりまして、それが5時まで、フルに電話対応が可能となり、相談の方が電話したときに電話に出ないということは無くなったということで、かなり相談体制の強化がされています。

新井修市会長 久慈委員、どうぞ。

久慈美知子委員 研修体制ですけれども、相談員の研修が20年度は不十分だったということで、活性化基金のほうで今年度は充実していくというお話でしたけれども、研修というのは有給というか、お給料をもらう時間内で行かれるようになっていくのでしょうか。

それともう一つ、消費者団体との連携の具体的なイメージというか、あとそれから、消費者団体の支援というのはどうお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

消費生活総合センター所長 最初に、相談員の研修の件ですけれども、研修は国民生活センター主催の研修とか、そういう研修ですけれども、すべて出張扱いとしますので、当然報酬もお支払いいたします。あとは団体の関係でしょうか。

久慈美知子委員 消費者団体との連携の具体的なイメージと、それからあと、消費者団体の支援を施策としては具体的にどういうふうな考えでしょうか。

消費生活総合センター所長 消費者団体には日ごろから消費生活展を含めまして御協力いただきまして、感謝いたしております。今後も消費生活展を開催しまして、消費者意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。消費生活センターの業務として、先ほど申しましたように消費生活相談という大きな柱と啓発という大きい柱がございますが、一つの大きな柱である啓発につきまして、消費者被害の未然防止のために充実する必要があると考えておりますので、消費者団体と連携を図って、啓発活動を充実させていきたいとは思っております。

新井修市会長 松井委員、どうぞ。

松井洋子委員 これはずっと見ていきますと、今、学校教育の中に入れていくのにはなかなか時間的にとれないようなお話でしたけれども、できましたら、PTAの保護者の皆さんに消費者行政のあり方というのを話していくのが一番の先決ではないかと思うのですけれども、PTA関係のほうには呼びかけてお話、こういう講座を設けていくような予定はないのでしょうか。

消費生活総合センター所長 松井委員の御指摘のとおりでございます。センターといたしましても学校、子供だけではなくて、その保護者にも講座を開催していきたいと考えておりまして、直ぐにはいきませんが、来年度以降、開催していきたいと考えております。

松井洋子委員 一番生活にかかわっている、一番子供の教育にも大事だし、社会的にも一番大事なところにいるのはPTAの保護者の皆さんではないかと思うのですね。そういったことで、ぜひこの辺のところを進めていければ大きく変わっていくのではないかと思うのですね。よろしくお願いします。

消費生活総合センター所長 わかりました。どうぞよろしくお願いいいたします。

新井修市会長 ほかにございますか。

〔発言者なし〕

新井修市会長 ないようでしたら、次に移りたいと思います。

次は、議事(2)さいたま市消費者行政庁内連絡会議の設置についての取り組みでございます。事務局、よろしくお願ひします。

消費生活総合センター所長 それでは、議題2、さいたま市消費者行政庁内連絡会議の設置について説明させていただきます。

去る7月31日に第1回さいたま市消費者行政庁内連絡会議を開催したところでございます。委員になっている各所管の課長と意見交換を行いまして、消費者行政に関する認識を深めていただきました。

お手元のさいたま市消費者行政庁内連絡会議要綱とフロー図がございますので、その両方を御覧いただきたいと思ひます。

さいたま市消費者行政庁内連絡会議は、要綱の第1条に、市民生活の安定及び向上を確保することを目的として、本市を取り巻く社会経済情勢に応じた消費者施策の策定及び実施について関係部局が横断的に協議し、本市における消費者行政の的確な推進を図るためとの規定を受けまして設置いたしました。

また、第2条を御覧いただきたいと思ひますが、この会議の所掌事務を規定しておりまして、第1号に、消費者行政の推進についての意見または情報の交換及び本市の統一的運営を確保するための協議に関するところでございますが、この条文の意味するところは、消費生活基本計画の進行管理、計画の策定に関する各担当課の取り組み状況の発表並びに意見交換でございます。

次に、第2条、消費者行政にかかる苦情、要望等についての情報の交換及びその対策の協議に関するところでございますが、消費者行政にかかる苦情等の情報交換、そしてその対策の協議でございます。緊急に持ち上がった庁内全庁的に関係する消費者問題を早急に対応するため、消費生活総合センターが関係所管を招集いたしまして、その対策、例えば啓発活動、PR等の役割分担について協議いたしまして、実施いたします。消費生活総合センター以外の部局においても、消費者行政にかかわった苦情、要望等を受けることがございます。一つの例をあげますと、住宅火災警報器がございました。これは、今年の5月末で義務化をされたものでございますが、これは所管が消防局でございます。設置に便乗いたしまして、不適正な価格とか、無理強いした販売などについて消費生活センターに相談を受けたことがありますが、こういう形で多くの消費者トラブルが発生いたしました。そこで、このような消費者トラブルを未然に防ぐために、こういうような事案がないかどうか、全庁的に照会いたしまして、洗い出しを行って、事前にその対策を協議するものでございます。

次に飛びますが、第5条の部会の設置についてでございます。

これは条文のとおり、庁内連絡会議の下部組織として部会を置くことができるという規定でございます。市民に重大な影響を及ぼす特定事項として、次の議題でも説明させていただきますが、現在、喫緊の課題である多重債務者問題について部会の設置を庁内連絡会議で行いました。今後においても、随時必要に応じて開催していく予定にしております。

以上で、さいたま市消費者行政庁内連絡会議の設置について説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

新井修市会長 ただいまの御説明につきまして御質問、御意見を願いたいと思います。

松苗委員、どうぞ。

松苗弘幸委員 既に第1回目が開かれたということなのですが、頻度というか、どういった目安で行われる予定なのかがよくわからないというのと、もう一つ、2点目なのですが、具体的な消費者行政にかかわる苦情、要望等についての情報交換というのが、啓発やPR、もっと言うとなんというのですか、一般論であるとか、抽象的なお話なのですね。個別の相談が出たときに、どのような連携を図るかということまでの協議を含んでいるのかどうか。

先ほどの基本計画の話の中での相談体制で、他の部署に寄せられた相談が消費者相談のほうに回ってこなかったと言われたのですが、逆にあらゆるところから相談だけが回ってきてもしようがないなという、逆に相談員側であるとか、センター側の方から他の部署に対する連携を求めるところまでも想定しているのかという、個別具体的な事案に対する連携をどのように考えているか、それに対してセンター側から他の部署に対する連携を求めるところなども想定しているのかというような2段階になりますが、この点はいかがですか。

消費生活総合センター所長 回数でございますけれども、先月末に第1回目を開催いたしまして、年度末にもう1回開催したいと考えております。あとは臨時に緊急的な消費者問題が発生した場合に、その対応のために臨時的には開催したいと考えておりますけれども、基本的には年2回を考えております。

具体的な情報交換ということですが、消費者行政に関係する所管というのは、市役所全体に渡っていますが、消費生活基本計画の施策を展開する課所が消費者行政を推進する課になっていまして、消費者行政に関する情報を、連絡会議の中で交換できればいいと思っています。例えば食の安全のアクションプランなど、各所管が策定した消費者行政に関係する計画などを含めた情報を連絡会議の場で交換できればとは思っております。

あと、個別の相談をどのような連携していくかということですが、消費生活相談で受けて、センターで対応できない場合があります。市役所の中で専門の相談を実施しているところもありますので、そのような相談があった場合には、そちらを案内するということがあります。例えば、食品や医療の関係であれば保健所を案内するとか、センターで対応できないものについては関係部署を案内し、また逆に、庁内の各課所にあった相談で対応できない時には消費生活センターを案内してもらうなど、相互で対応して市民サービスを図っていきたくて考えております。しかし、消費生活センターは庁内で認知度が大変低いという状況がございますので、この庁内連絡会議を設置により認知度を上げて、連携を強化していければ市民サービスの向上が図られるのではないかと考えております。

松苗弘幸委員 こういう会議ができるのはいいことだと思います。ただ、先ほどの話で、その部署で対応できないものをほかの部署に案内する。これは今までもあったとは思いますが、それが単なるたらい回しになってしまうとは意味がない。そういった意味で連携を図っていく、そのための会議にならないと意味がないと思いますので、ぜひそういった他の部署を案内するのが規律上のものではなくて、きちんと相談者の対応になるような連携、各部署の連携が図れるような会議にぜひしていただきたいと思います。

新井修市会長 久慈委員、どうぞ。

久慈美知子委員 9月から消費者庁ができるということで、これは言わば、さいたま市の消費者庁になってほしいなど、すごく思います。ぜひたらい回しするのではなくて、例えばコーディネートするというか、部長、会長がなさるのかどうかわからないですけども、何か権限を持ってちゃんと担当部署のほうにつないでいけるという機能がちゃんとつくようなつくり方をしてほしいと思います。

新井修市会長 ただいまのは御意見ですね。

久慈美知子委員 はい。

新井修市会長 ほかにございますか。

〔発言者なし〕

新井修市会長 ないようでしたら、次に移りたいと思います。

次に、(3)のさいたま市多重債務者問題対策部会の設置について、事務局からお願いいたします。
消費生活総合センター所長 それでは、議題3、さいたま市多重債務者問題対策部会の設置について説明させていただきます。

現在、我が国におきましては、多重債務者は一時より減りましたが、現在、約130万人いると言われております。さいたま市におきましても、相当数の多重債務者がいると推測されておりまして、消費生活総合センターでの多重債務に関する相談件数は、前年度と比べて減少いたしました。平成20年度は359件ございました。こうした困窮した市民に支援の手を差し伸べることは市の大きな責務と考えておりまして、総合的に多重債務者問題の解決を図るために部会を設置したものでございます。

お手元のさいたま市債務者問題対策部会要綱を御覧いただきたいと思っております。

今回設置いたしましたこの部会は、要綱の第1条にも規定しておりますが、社会問題化している多重債務者の増加に対して、関係部局が連携して取り組むことにより、埋もれている多重債務者の掘り起こし、多重債務に起因する諸問題を含めた総合的な多重債務者問題の解決を図るため、さいたま市消費者行政庁内連絡会議要綱第5条の規定に基づき設置いたしました。

この条文の総合的な多重債務者の問題解決に当たっては、税・使用料徴収部門、保健福祉部門、教育部門等、庁内組織が連携することこそ必要と考えておりまして、多重債務者の掘り起こしから生活再建まで、各関係部局が横断的に協議いたしまして、取り組んでまいりましてでございます。

次に、要綱の第2条の所掌事務でございますが、(1)多重債務者問題に関する情報の収集及び窓口対応に関すること、(2)多重債務者問題に関する連携体制に関すること、(3)前2号に掲げるもののほか、多重債務者問題の解決及び多重債務者の生活再建を図るために必要と認められる事項に関すること、この3つの項目につきまして検討してまいります。

この部会では、全職員が多重債務者問題を市全体の問題として捉えまして、庁内が連携して円滑に解決できるよう、職員周知や多重債務者の掘り起こしの方法等を検討いたしまして、多重債務者が生活再建できるまでの支援について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第3条の構成でございますが、部会の構成といたしまして、先ほど申し上げましたように、税・使用料等徴収部門等、関係部局15人の課長職の構成となっております。

要綱の説明は以上でございますけれども、今、予定しております解決の流れでございますけれども、区役所の窓口またはケースワーカー等、市民宅訪問等、市民と接するあらゆる機会での多重債務者の掘り起こしを行うということになります。掘り起こした職員は、その多重債務の状

況に基づいて消費生活センターに誘導するとともに、その多重債務者の多重債務問題以外の問題、生活の問題とか教育の問題とか、いろいろあると思いますけれども、多重債務以外の問題を同時に把握いたしまして、関係部署に案内して、その問題解決を図るという形になります。

多重債務者の誘導を受けた消費生活センターでは、多重債務の状況等を把握いたしまして、その状況によって弁護士等、関係機関に案内するという形になります。その後、消費生活センターが、その多重債務者の債務整理の状況などを確認いたしまして、生活再建のめどがつくまでアフターフォローしていきたいとは考えております。

この7月31日に庁内連絡会議を開催しまして、その終了後、この多重債務者問題部会を開催したところでございます。

今後、掘り起こしのための窓口での対応の方法や、多重債務以外の問題の解決のための庁内連携の方法などを検討するとともに、職員周知のために研修会等を開催いたしまして、年度内の早い時期にこの体制を運用してまいりたいと考えております。

以上で、さいたま市多重債務者問題対策部会の設置についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

新井修市会長 ただいまの説明につきましての質問、あるいは御意見をお願いしたいと思っております。

岩崎委員、どうぞ。

岩崎万智子委員 私は生活相談員の立場でよろしいでしょうか。

新井修市会長 はい。

岩崎万智子委員 多重債務は今も受けているのですけれども、今、生活再建までのフォローとおっしゃったのですけれども、生活再建までのフォローというのはすごく大変なことなのですね。例えば、ファイナンシャルプランナーではないのですけれども、この方の再建をするまでという、今、私たちがやっていることは、どういう方法があるかということをお紹介して、それなりにふさわしい弁護士に紹介するとか法テラスをお紹介するとか、いろいろな方法をしているのですけれども、その後のフォローとなると、物すごく相談員自身が勉強するので時間がないと、大体そういう方は続くのですね、そのフォローをどの程度やるのかというときに、できれば相談員に直接話を聞いていただくとか、決めるときにメンバーに入れていただくとか、入れなくてもいいのですけれども、直接受けている相談員に、いろいろな相談員に話を聞いていただけたらと思えます。大変フォローというのは難しいのですよね。直接弁護士や司法書士からフォローまで、一応ここまでやったのだけれども、フォローをまた回していいのですかと聞かれるときがあるのですね、相談員のほうに。それはかなり専門的な勉強をしないとイケない。それに責任もかかってくる。せっかくやったのに、市で相談してもらったのかえって悪くなったのではないかと、いろいろなことがあるのです、考えられるのですね。だから、とても多重債務のフォローは難しいです。心理的なこともあるし、精神的なフォローもあるし。なので簡単にフォローというのは、言葉で言うと簡単ですけれども、実際にやるのは物すごく難しいなと感じています。このところは、消費生活総合センターが全部受けてしまうのか、もちろん紹介するのでも簡単に紹介していいものかとか、いろいろあると思うので、そここのところの検討は慎重にお願いしたいと思います。

消費生活総合センター所長 確かに生活再建までのフォローは難しいと思えます。どのように、どこまでアフターフォローをしていくかというのを考えるときには、難しいところがございます。今後、そういうことを含めまして、関係部局と連携して検討していきたいと思っておりますので、よろ

しくをお願いします。

新井修市会長 佐々木委員、どうぞ。

佐々木みつる委員 相談員の非常な御苦労とかあるのですけれども、紹介をされますよね、何か相談をすると。その後のどうになりましたかということの追跡というかはないのでしょうか。と申しますのは、私も相談させていただいた一人なのですけれども、生命保険の問題がありまして、これは掛け過ぎているのではないかなという、欲張って命の問題ですから。でも、何となく不安だなといって相談に伺って、いろいろな相談して下さるところをアドバイスしていただいたのですけれども、その後どうになりましたかという相談員からはフォローは大きな仕事だから、それ以上の、紹介するだけで終わるのでしょうかということに、何でもなかったと思うのですけれども、自分で悩んでいたのではないかなと思うのですけれども、追跡というと、プライバシーの問題があるので。

岩崎万智子委員 実際にフォローというのですか、フォローではないのですけれども、結果を例えばあっせんする場合は、必ず最後まで結果もお互いに確認しますけれども、御紹介の場合は、もしもここを紹介して例えば納得いかなかったら、またセンターに御連絡くださいというような形では申し上げます。だけれども、センターの相談員というのは、みんなそれぞれ自分が1件を、責任を持ってやっているのですが、いろいろな相談員がいるのでとか、現場によって少しずつ違ってきます。それとすべてに専門ではないので、例えば自動車の相談もあるし、入院でもあるのですね。例えば、もう食べ物のことから食品表示からいろいろなのがあるので、それぞれの専門機関を御紹介するのもセンターの仕事なのです。だから、私たちができる範囲のことは全部最後までやりますけれども、特別専門的な、例えばファイナンシャルプランナー的なことであれば、ある程度時間のあるセンターであると、来ていただいて、時間があるときはできる範囲で見て、御助言ぐらいはすることあるのですが、現在、消費生活総合センターでは、恐らくお一人お一人の方にファイナンシャルプランナー的なことはできないので御紹介するのです。そこで、もしも納得いかなかったら、こちらからお電話するということはしていないと思います。

佐々木みつる委員 自分から。

岩崎万智子委員 ええ。

佐々木みつる委員 そちらのほうにこうであったという結果論をお話に行けばいいのですけれども、でも難しい問題は、自分で納得する場合がありますよね、生命保険では。その生命保険会社が充実しているのかどうか、そういうのも、不審も得られることもあると思うのですよね、私は納得しましたけれども、多くの方が生命保険へ入っていらっしゃり、困っていらっしゃるのでは、ですから、その辺の専門部門でやっていらっしゃるとは思うのですけれども、何か連係プレーというか、その案内先のところに問い合わせる、問い合わせるのではなくて、今、行きましたけれども、どうなのですかということまではいかないのでしょうかね。

岩崎万智子委員 いかないですね。行けたらいいのですけれども。

佐々木みつる委員 いっぱい困ってらっしゃるといのはいらっしゃるのではないかなと思うのですけれどもね。

岩崎万智子委員 ただ、最近、消費者庁というのができたので、何でもできていると思われている方がるので、例えば全部取り戻してくれとか、5年ぐらい前のものでお金を全部取り戻してくださいとか、センターは全部それをするのが仕事だろうと言われるとか、全く解決、先ほど

98.1%というのがあるのですけれども、あっせんができないものというのは、全く御本人が、こちら相談員なのですけれども、メーカーも、もういろいろそういう国の機関も、全くそれはできないことだと言っているのに、どうしても自分が納得いかないことを、機械的なことなのですけれどもね、DVDの問題とか、そういうのも絶対自分の考えを通して、それができないと、センターが何しているのだ、市民の税金を使ってとか、そう言われるのですけれども、もう本当にできないことをセンターは結局、最終的に何でも受ける場所だと思っていらっしゃるんで、センターに個人攻撃まで始まるのですね、相談員が悪いのだとか。それで、最近は本当に何でもやってくれるところだと、みんなのかわりにやってくれるところではないかと言われる相談が物すごく多いのですけれども、これも啓発ですから、消費者教育の一環で、それもしなければいけないのかな、消費者として自立してもう責任あるのだよというようなことも要るのかなと最近思っています。できないことをどうしてもやれというのが多いのですね。

佐々木みつる委員 どこかで説明できない部分の説明責任ということですね。

岩崎万智子委員 そうですね。

新井修市会長 ほかに何かございますか。

〔発言者なし〕

新井修市会長 ないようでしたら、次に移りたいと思います。

議事(4)のその他、何か事務局でございましょうか。

消費生活総合センター所長 それでは、先ほど少し説明いたしましたけれども、消費者行政活性化基金の関係で、本市の取り組み状況について説明させていただきます。

この活性化基金は、昨年度の国の補正予算、第2次補正予算になりますけれども、150億円措置されたものでございまして、この150億円を各都道府県が基金を造成いたしましたして、当該都道府県及び各管内の市町村が平成21年度から3年間の計画に基づきまして、消費生活センターの設置拡充、相談員のレベルアップ等、消費者行政の活性化を図るための取り組みに充てることのできるものでございます。

本市におきましては、今年の3月に行いました臨時議会におきまして、平成21年度当初予算の補正予算という形で議決されまして、予算措置されました。市の消費者行政に関しましては、約1,700万円の金額になりますけれども、この事業につきましては8つのメニューがございますけれども、本市ではこのうち消費生活センター機能強化事業、消費生活相談員等レベルアップ事業など、5つのメニューを活用することにいたしました。

そのうち主な取り組みでございしますが、消費生活センター機能強化事業につきましては、岩槻センター、岩槻区役所の3階にございますけれども、今はくらし応援室の相談室を借りている状況でございましたので、パーティションを設置して専用の相談室を設置するということ。また、啓発資料印刷のために印刷機を購入するということもあります。また、消費生活相談員等レベルアップ事業につきましては、先ほど申し上げました専門的な消費生活相談への対応を強化するため、相談事例研究会の開催とか関係機関主催の研修会の参加の拡充を行います。

次に、高度化事業というのがございますけれども、この事業につきましては、アドバイザー弁護士制度の拡充を図っております。また、食品表示安全機能強化事業におきましては、食品安全表示、食の安全に関する知識の普及のために冊子等を作成いたします。

次に、消費者行政オリジナル事業というメニューでは、先ほど説明もありましたけれども、専

用のウェブサイトを立ち上げます。また、アドバイザー弁護士の御協力を得まして、多重債務相談会の開催や、建築士など専門家の協力によりまして専門相談会の開催を行います。また、セミナーとか講演会の開催に消費者情報を展示できるようパネル等の作成も行います。

以上が主なものでございますけれども、国では平成21年度の補正予算におきましても、消費者行政の一層の充実を図るため、新たに110億円を上積みしております。それらの一元的相談窓口の緊急整備事業など、新たに4つのメニューが追加されましたけれども、さいたま市では、その活用につきましては今後、検討してまいりたいと考えております。

以上で、消費者行政活性化基金の説明は終わらせていただきます。

新井修市会長 ただいま説明がありました消費者行政活性化基金、これにつきまして何か御質問、御意見ございましょうか。

松苗委員、どうぞ。

松苗弘幸委員 5つの事業ということなのですが、残り3つのほうについてはどのようにお考えなのか、新たな追加の110億円に関しての4つは今検討中ということなので、今後を期待しますけれども、どのようにお考えなのでしょうかというのをお聞かせください。

消費生活総合センター所長 その残りの3つというのがありますけれども、消費生活相談スタンドアップ事業、消費生活相談員養成事業、もう一つが広域的消費生活相談機能強化事業ということで、残りの3つは、うちの市では該当しない事業ということで、該当する事業についてはすべて活用したという形になっております。

松苗弘幸委員 多分、養成事業などは、先ほども話では出したのですが、相談員のレベルアップとは別の項目で立てられていると思うのですが、より幅広い研修の仕方ができるのではないかと考えていますが、御検討の上で、また次年度以降にでも活用ができるかどうか、また検討していただきたいとは思っています。他団体との同一化した研修等の制度等が活用できるかと思っております。内部だけの研修ということではないという。

消費生活総合センター所長 この養成費用につきましては、相談員の養成ということで県レベルの事業と認識しておりますが、それはいかがでしょう。

松苗弘幸委員 市レベルでは難しいのですかね、そこは。ぜひ、確かに小さい市町村ですと難しいところはあるかとは思っているのですが、ぜひさいたま市レベルだと私は、先ほど相談員の苦勞とか、いろいろな幅が広がっていく部分というのがあるのかと思っておりますが、さいたま市にはいろいろ大きなそういった研修等を期待したいところだと。もし県レベルでないといけないということであれば難しいかもしれませんが、そういうのができるという形になるのかもしれませんが、御検討いただければぜひ考えてみる機会があるかとは思っています。もしくは、もし市レベルでは難しいということであれば、県のほうでも想定してないように見受けますので、ぜひ県に対してそういう活動を図っていただきたいと思います。

新井修市会長 松井委員、どうぞ。

松井洋子委員 今のお話に附属するかと思うのですが、この前、6時間授業を2日間ということでしたっきり勉強して、久慈委員も一緒に勉強したのですが、一生懸命勉強したのですが、その後は何もなくなって、せっかく勉強したのがもったいないというのが現状なのです。せっかくそこまでやったのだから、その先までもう少し一歩進めていけば、さっき申し上げたPTA関係の集まりのときにお話しに行くとか、そういったことが十分できるかと思うの

ですね。相談員の話聞いても非常に忙しいし、大変な勉強をしないとやっていけないということですけども、PTAのお母さん方にお話ししていく分には、この前、久慈さん、勉強した分、ああいったことで十分伝えられると思うんですね。だから、一生懸命やってきた分をそのままにしないで、それを生かす方向で行政側もついでいただければ、幾らでもボランティアでやっていますので、その辺のところを生かしていけるものにつなげるようにしていただけるとありがたいと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

消費生活総合センター所長 2月に2日間で開催したリーダー研修会ですか。

松井洋子委員 はい。よかったですよ、とても。

消費生活総合センター所長 参加していただきましてありがとうございます。本当に申しわけありません。

松井洋子委員 もったいないですよ。

消費生活総合センター所長 もったいないですね、確かに。

そういう形で、その2日間の研修会を生かせるように検討してまいりますので、よろしくお願いいいたします。

松井洋子委員 予算もありそうなので、交通費ぐらい出していただければ喜んでやりますよね。久慈さん。

久慈美知子委員 今のお話ですけども、市民講師養成講座というのだったと思うんですけども、内閣府のほうから提案があった。あれは一応さいたま市の事業になっているわけですよね。そうですね。それでは、さらに具体的に市民が講師をするときのレジュメのつくり方からグループで検討して勉強したのですね。参加者の中でも、例えば婦人会とか自治会だったらお話しできるというようなことの意味もありましたし、私たちも、さいたま市消団連のほうでも3名参加させていただいて、例えば、これなら話はあるというようなことを登録するような制度にして、もしそういう要請があれば、そちらに話しに行くというようなことができれば、すごく消費者団体とのそれこそ連携もできると思いますし、あと、先ほど昨年度の反省というか報告の中で、周知されていないという、消費生活センターのほうで周知されていないということもそうですけども、できれば出前講座というのをやっているよというようなことの周知も、消費者団体を巻き込んでいただければ、ただ私たちが受けそうではなくて、こういう相談があればここに行ったほうがいいとか、あと出前講座とかDVDとか、それから、ビデオの貸し出しもあるのだよというようなこともお知らせすることはできると思いますね。そのほかの例えば消費者団体と一緒にやっているというのは、啓発事業も何年か一緒にやっていると思うんですけども、ああいう相談があれば、こういうところに来てくださいというようなのもお知らせを、たすきをかけてたしかやったと思うんですけども、ああいうこともできると思うので、ぜひ消費者団体も活用していただきまして、支援をしていただきたいと思いますけれども、活用していただいてやったらいいのではないかなと思っています。その辺協力的にお願いします。世のため、人のためですから。

新井修市会長 椎木委員、どうぞ。

椎木隆夫委員 消費生活相談の相談日と相談時間の拡充ということで、報告書にも平成23年度から実施というような考えが書かれてきているのですが、相談日とか相談時間については、さいたま市は実は埼玉県よりずっと充実してまして、私がこうやって申し上げられる立場ではないの

ですが、ぜひ基金を活用して、できることなら前倒しでもやっていただけると非常に助かりますので、よろしくお願いします。

新井修市会長 ほかにございますか。

〔発言者なし〕

新井修市会長 もしないようでしたら、本日予定されております議事が全部終わりましたので、これで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

新井修市会長 活発な御意見、ありがとうございました。

消費生活総合センター所長補佐 それでは、委員の皆様におかれましては、貴重な御意見、御指摘をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、次回の審議会でございますが、後日、事務局のほうで日程調整させていただきますので、御連絡いたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、これもちまして、2期目第2回消費生活審議会を閉会とさせていただきます。

散 会（午前11時23分）